

防府市特別職報酬等審議会

資 料

総務部人事課

目 次

特別職報酬等審議会について	1
人事院勧告に基づく国家公務員一般職の給与改定の状況	2
防府市の一般職の給与改定の状況	3

【市長・副市長・議員】

市長・副市長の給料、議員報酬及び市長・副市長の退職手当の改定の経緯 ...	4
県内各市 市長・副市長 給料・退職手当の状況	5
県内各市 議員報酬の状況	6

【行政委員】

行政委員の報酬について	7
行政委員の報酬改定の経緯	8
県内各市 行政委員 報酬の状況	9

【教育長・常勤監査委員・上下水道事業管理者】

教育長・常勤監査委員・上下水道事業管理者の給料・退職手当改定の経緯	10
県内各市 教育長・常勤監査委員 給料・退職手当の状況	11
県内各市 上下水道事業管理者 給料・退職手当の状況	12

【類似団体】別添資料

市長・副市長 給料・退職手当 及び 議員報酬の状況	別添1
行政委員 報酬の状況	別添2
教育長・常勤監査委員・上下水道事業管理者の給料・退職手当の状況 ...	別添3

特別職報酬等審議会について

特別職報酬等審議会は、市長の諮問に応じて、議員や行政委員会の委員、市長などの特別職の報酬等の額について審議を行うため設置されるものです。

特別職の報酬等については、職務の性格及び責任の度合いに対応したものであることや、一般職や国及び他の地方公共団体における相応の特別職と比較して均衡を失しないものであること、物価や賃金等の社会経済情勢の変動に応じたものであることなどを総合的に勘案して決定されるべきもので、より一層の公平を期する必要があることから、審議会の意見を聴き、決定する仕組みとなっています。

そのため、審議会の委員は、より多くの住民の皆様の意見が反映されるよう、区域内の公共的団体等の代表者その他住民から構成されることになっています。

○防府市特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年十月十日)

(設置)

第一条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、防府市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第二条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、教育委員会の委員、選挙管理委員会、公平委員会及び農業委員会の委員並びに非常勤の監査委員の報酬の額について審議会の意見を聴くことができる。

(委員)

第三条 審議会は、委員十人以内をもつて組織し、その委員は防府市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(市長への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

人事院勧告に基づく国家公務員一般職の 給与改定の状況

人事院勧告とは

- ・国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・国家公務員も勤労者であり、勤務の対価としての適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

過去10年の人事院勧告の状況

	平均 改定率	民間	行政職		民間給与との 格差 (円)
		現行給与(円)	現行給与(円)	平均年齢	
H26.4.1	0.3%	409,562	408,472	43.5	1,090
H27.4.1	0.4%	410,465	408,996	43.5	1,469
H28.4.1	0.2%	411,692	410,984	43.6	708
H29.4.1	0.2%	411,350	410,719	43.6	631
H30.4.1	0.2%	411,595	410,940	43.5	655
H31.4.1	0.1%	411,510	411,123	43.4	387
R2.4.1	－	408,704	408,868	43.2	△ 164
R3.4.1	－	407,134	407,153	43.0	△ 19
R4.4.1	0.3%	405,970	405,049	42.7	921
R5.4.1	1.1%	407,884	404,015	42.4	3,869
過去10年での 増減	2.83%				

(参考)

令和5年の給与勧告のポイント

- ①民間給与との格差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を改定
- ②ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

防府市の一般職の給与改定の状況

- ・国家公務員との均衡を図る必要があるため、市は人事院勧告に合わせて給与改定

過去10年の状況

(単位:円)

区分	改定率	改定前 平均給与	改定後 平均給与	改定額	平均 年齢
H26.4.1	0.3%	366,188	367,339	1,151	40.1
H27.4.1	0.4%	363,342	364,590	1,248	41.0
H28.4.1	0.2%	360,874	361,636	762	40.7
H29.4.1	0.2%	362,839	363,455	616	40.1
H30.4.1	0.2%	365,077	365,757	680	39.8
H31.4.1	0.1%	366,291	366,822	531	40.0
R2.4.1	改定なし	359,507	—	0	40.2
R3.4.1	改定なし	363,310	—	0	39.9
R4.4.1	0.3%	368,452	369,479	1,027	40.3
R5.4.1	1.1%	369,385	373,281	3,896	39.8

(単位:円)

区分	大学卒 初任給	高校卒 初任給
H25.4.1	178,800	144,500
H26.4.1	180,800	146,500
H27.4.1	183,300	149,000
H28.4.1	184,800	150,500
H29.4.1	185,800	151,500
H30.4.1	187,200	153,000
H31.4.1	188,700	154,900
R2.4.1	188,700	154,900
R3.4.1	188,700	154,900
R4.4.1	191,700	158,900
R5.4.1	202,400	170,900
過去10年での 増減	23,600	26,400
	13.2%	18.3%

市長・副市長の給料、議員報酬及び市長・副市長の退職手当の改定の経緯

1 給料・報酬

- ・H8までは、人勧に基づく職員の給与改定に合わせ、ほぼ2年ごとに増額改定を実施
- ・H9からH14までは人勧の改定が少ない中で据え置き
- ・H15(△2.03%)、H16(△1.07%)、H17(△0.36%)と連続した人事院のマイナス勧告があり、H17に市長・副市長の給料、議員の報酬ともに、行財政改革を行う、非常に厳しい財政状況の中、人勧での累計では約3%の減額のところを、約5%を減額改定
- ・その後、審議会が開催していたが、行財政改革や人勧の改定率の増減が少なく、18年間据え置き

(単位:千円)

区 分	平成2. 4. 1	平成4. 4. 1	平成6. 10. 1	平成8. 4. 1	平成17. 4. 1
市 長	830	900	930	960	912
副 市 長	670	730	760	785	745
議 員	350	400	420	435	413
議 長	450	500	520	540	513
副 議 長	390	440	450	465	441
常任委員長	365	415	430	445	422
常任副委員長	355	405	425	440	418
運営委員長	—	415	430	445	422
運営副委員長	—	405	425	440	418

※運営委員長、運営副委員長については、平成3年9月から適用。

2 退職手当

- ・市長・副市長の退職手当は、H24. 6月議会において条例改正され、算出方法の変更により大幅に減額
- ・昨年度開催された特別職報酬等審議会により、市長・副市長の退職手当について、「人口規模が同程度の県内他市と比較して遜色のない額とする。」との答申が出される。R5年1月に増額改定

(単位:千円)

区 分	平成2. 4. 1	平成4. 4. 1	平成6. 10. 1	平成8. 4. 1	平成17. 4. 1	平成24. 7. 17	令和5. 1. 1
市 長	23,904	25,920	26,784	27,648	21,888	3,866	21,888
副 市 長	14,472	15,768	16,416	16,956	14,304	3,158	14,304

県内各市 市長・副市長 給料・退職手当の状況

【市 長】

R5.4.1現在（単位：千円）

市 名	月 額	期末・勤勉 手 当	年収額	順位	退職手当	順位
下 関	1,060	5,597	18,317	1	30,528	1
山 口	990	4,901	16,781	3	25,661	4
宇 部	940	4,963	16,243	5	22,560	8
周 南	970	4,802	16,442	4	27,936	2
岩 国	965	5,095	16,791	2	26,634	3
防 府	912	4,514	15,458	8	21,888	9
山陽小野田	909	4,800	15,708	6	24,652	6
下 松	935	4,474	15,694	7	24,684	5
光	864	4,510	14,878	10	23,432	7
萩	820	4,330	14,170	11	14,760	13
長 門	790	3,851	13,331	13	18,960	11
柳 井	870	4,594	15,034	9	20,880	10
美 祢	780	4,118	13,602	12	18,720	12

※年収額は、給料、期末手当等の総額

【副 市 長】

R5.4.1現在（単位：千円）

市 名	月 額	期末・勤勉 手 当	年収額	順位	退職手当	順位
下 関	860	4,541	14,861	1	18,576	1
山 口	810	4,010	13,730	2	13,997	7
宇 部	755	3,986	13,046	5	14,496	4
周 南	790	3,911	13,391	4	16,305	2
岩 国	785	4,145	13,565	3	14,996	3
防 府	745	3,688	12,628	8	14,304	5
山陽小野田	740	3,907	12,787	6	14,208	6
下 松	760	3,637	12,757	7	12,768	8
光	707	3,691	12,175	9	12,217	9
萩	650	3,432	11,232	11	10,400	11
長 門	630	3,071	10,631	13	9,072	12
柳 井	685	1,973	11,837	10	11,508	10
美 祢	624	1,797	11,046	12	8,985	13

※年収額は、給料、期末手当等の総額

県内各市議員報酬の状況

【議員】

R5.4.1現在（単位：千円）

市名	人口（人）	議員数	月額	期末手当	年収額	順位
下関	245,823	34	545	1,897	8,437	1
山口	187,674	34	449	1,778	7,166	3
宇部	159,608	28	470	1,861	7,501	2
周南	137,248	30	445	1,762	7,102	4
岩国	127,543	28	440	1,742	7,022	5
防府	113,482	25	413	1,635	6,591	6
山陽小野田	59,797	22	370	1,465	5,905	8
下松	56,932	20	377	1,493	6,017	7
光	49,233	18	370	1,465	5,905	8
萩	43,275	20	320	1,267	5,107	11
長門	31,328	18	320	1,248	5,088	12
柳井	29,886	16	325	1,287	5,187	10
美祢	21,919	16	300	1,188	4,788	13

※年収額は給料、期末手当の総額

R5.4.1現在（単位：千円）

市名	議長			副議長			常任・運営委員長			常任・運営副委員長		
	月額	年収額	順位	月額	年収額	順位	月額	年収額	順位	月額	年収額	順位
下関	655	10,139	1	590	9,133	1	572	8,855	1	558	8,638	1
山口	557	8,890	2	480	7,661	3	459	7,326	4	454	7,246	3
宇部	551	8,794	3	498	7,948	2	480	7,661	2	475	7,581	2
周南	545	8,698	4	475	7,581	4	460	7,342	3	453	7,230	4
岩国	540	8,618	5	470	7,501	5	440	7,022	5	440	7,022	5
防府	513	8,187	6	441	7,038	6	422	6,735	6	418	6,671	6
山陽小野田	460	7,342	8	402	6,416	8	375	5,985	9	372	5,937	9
下松	475	7,581	7	415	6,623	7	390	6,224	7	382	6,097	7
光	456	7,278	9	399	6,368	9	380	6,065	8	375	5,985	8
萩	420	6,703	12	345	5,506	12	332	5,299	12	325	5,187	11
長門	425	6,758	11	360	5,724	11	335	5,327	11	325	5,168	12
柳井	425	6,783	10	366	5,841	10	350	5,586	10	330	5,267	10
美祢	400	6,384	13	340	5,426	13	315	5,027	13	305	4,868	13

※年収額は給料、期末手当の総額

行政委員の報酬について

1 行政委員会とは

行政委員会は、地方自治法の規定に基づき設置が義務付けられており、特定の所掌事務について市長から独立して行政を執行する機関である。

市には、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会が設置される。

行政委員会の委員は特別職とされ、基本的には非常勤とされているが、法律に特別の定めがある場合には常勤の委員を置くことができる。防府市では代表監査委員が常勤の委員である。
【地方自治法第138条の4、第180条の5】

2 行政委員会の担当事務、権限等

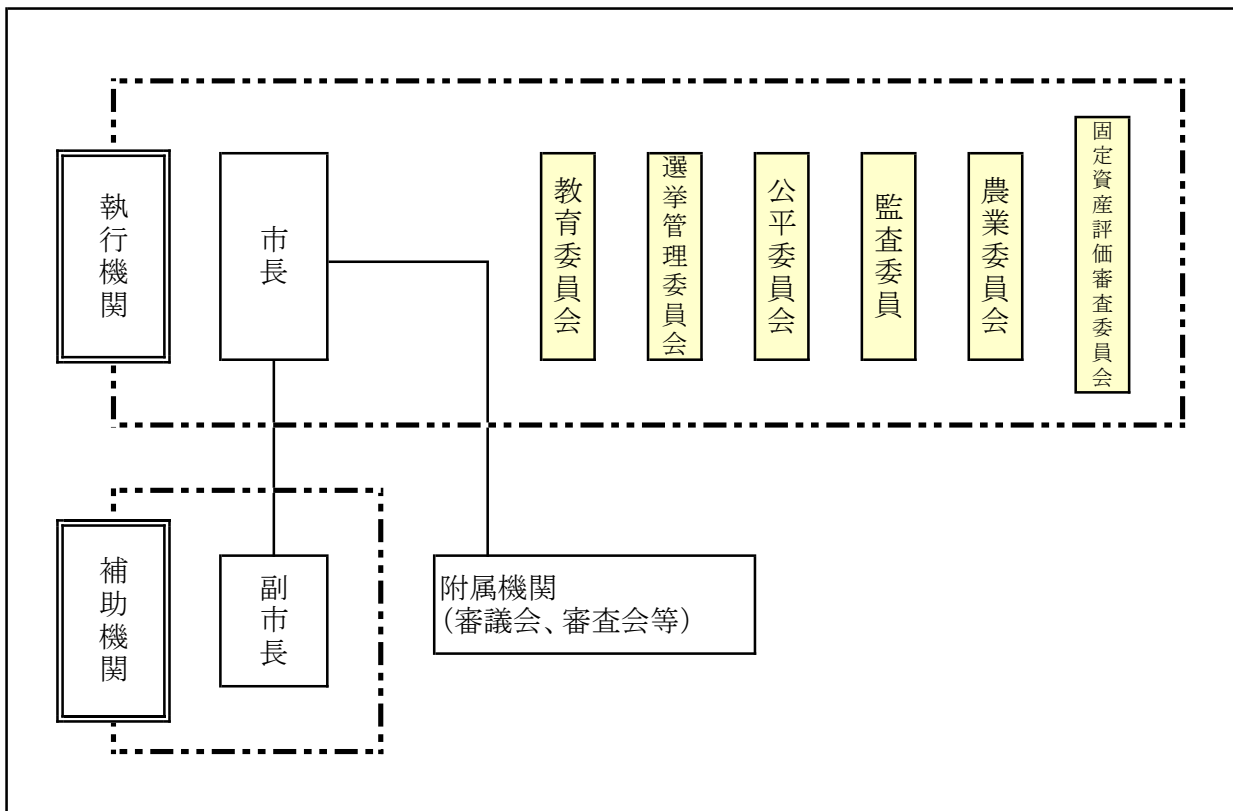
(1) 執行機関たる行政委員会の義務

法令等に基づく地方公共団体の事務を自らの判断と責任において、誠実に管理し執行する義務を負う。【地方自治法第138条の2】

(2) 規則その他の規程等の制定

行政委員会は、法令及び地方公共団体の例規に違反しない限り、権限を行使するために必要な規則、規程を定める権限を有する。【地方自治法第138条の4第2項】

3 本市の機関(執行機関、補助機関、附属機関)



行政委員の報酬改定の経緯

・市長・副市長・議員と同様の理由により改定

(単位:円)

区 分	平成2. 4. 1	平成4. 4. 1	平成6. 4. 1	平成8. 4. 1	平成17. 4. 1
教育委員会委員	68,000	73,000	77,000	79,000	75,000
選挙管理委員会委員長	41,000	44,000	46,000	47,000	45,000
選挙管理委員会委員	37,000	39,000	41,000	42,000	40,000
公平委員会委員長	37,000	39,000	41,000	42,000	40,000
公平委員会委員	31,000	33,000	35,000	36,000	34,000
(※1) 監査委員(識見)	81,000	87,000	91,000		
監査委員(議会選出)	38,000	39,000	42,000	43,000	41,000
農業委員会会長	42,000	45,000	47,000	48,000	46,000
(※2) 農業委員会会長職務代理者	－	－	－	38,000	36,000
農業委員会小委員会委員長	33,000	35,000	37,000	38,000	36,000
農業委員会委員	30,000	32,000	34,000	35,000	33,000

(※1)監査委員(識見)はH6.12.22に廃止。H20.4.1に設置し報酬を90,000円と定める。

(※2)H7.4.1に設置し、報酬を37,000円と定める。

県内各市 行政委員 報酬の状況

R5.4.1現在（単位:円）

市 名	教育委員会委員		選 挙 管 理 委 員 会				公 平 委 員 会			
			委 員 長		委 員		委 員 長		委 員	
	単位	報酬額	単位	報酬額	単位	報酬額	単位	報酬額	単位	報酬額
下 関	月額	115,000	月額	57,000	月額	45,000	月額	57,000	月額	45,000
山 口	月額	91,000	月額	52,800	月額	46,600	月額	38,300	月額	37,300
宇 部	日額	13,400	日額	16,000	日額	13,400		-		-
周 南	月額	65,000	月額	47,000	月額	39,000	月額	47,000	月額	39,000
岩 国	月額	79,000	月額	50,000	月額	46,000	月額	46,000	月額	38,000
防 府	月額	75,000	月額	45,000	月額	40,000	月額	40,000	月額	34,000
山陽小野田	月額	64,000	日額	15,100	日額	12,900		-		-
下 松	月額	62,500	月額	36,000	月額	31,000		-		-
光	月額	63,600	月額	36,100	月額	32,300		-		-
萩	月額	54,000	月額	54,000	月額	44,000	月額	25,000	月額	22,000
長 門	月額	46,000	月額	36,000	月額	28,000		-		-
柳 井	月額	66,000	月額	44,000	月額	35,000		-		-
美 祢	月額	46,000	月額	32,000	月額	25,000		-		-

R5.4.1現在（単位:円）

市 名	監 査 委 員				農 業 委 員 会					
	(識見を有する者)		(議会選出)		会 長		副 会 長 ・ 会 長 代 理		委 員	
	単位	報酬額	単位	報酬額	単位	報酬額	単位	報酬額	単位	報酬額
下 関	月額	100,000	月額	46,000	月額	45,000	月額	37,000	月額	33,000
山 口	月額	255,000	月額	38,500	月額	51,800	月額	38,300	月額	29,000
宇 部	日額	13,400	日額	13,400	月額	42,700	月額	35,100	月額	31,300
周 南		-	月額	38,000	月額	46,000	月額	37,000	月額	31,000
岩 国	月額	100,000	月額	40,000	月額	46,000	月額	38,000	月額	34,000
防 府	月額	90,000	月額	41,000	月額	46,000	月額	36,000	月額	33,000
山陽小野田	月額	153,000	月額	39,000	月額	44,000	月額	35,500	月額	33,000
下 松	月額	171,000	月額	34,500	月額	40,000	月額	31,000	月額	29,000
光	月額	161,500	月額	36,100	月額	42,700	月額	33,200	月額	31,300
萩	月額	160,000	月額	38,000	月額	48,000	月額	38,000	月額	27,000
長 門	月額	150,000	月額	42,000	月額	42,000	月額	31,000	月額	28,000
柳 井	月額	106,000	月額	44,000	月額	44,000	月額	37,000	月額	31,000
美 祢	月額	150,000	月額	66,000	月額	35,000	月額	27,000	月額	25,000

教育長・常勤監査委員・上下水道事業管理者の給料・退職手当 改定の経緯

1 給料

・市長・副市長に準じて改定

(単位:円)

区 分	平成2. 4. 1	平成4. 4. 1	平成6. 10. 1	平成8. 4. 1	平成17. 4. 1	令和2. 4. 1
教育長	580,000	640,000	665,000	685,000	650,000	650,000
(※1) 常勤監査委員				577,000	559,000	559,000
(※2) 上下水道事業管理者	580,000	640,000	665,000	685,000	650,000	570,000

(※1)H6.12.22に設置。

(※2)H23.3.31までの水道事業管理者から、H23.4.1に上下水道事業の統合により
上下水道事業管理者に改正。H26.6.25に市長が上下水道事業管理者を兼ね
るため、廃止され、R2.4.1に再び設置。

2 退職手当

・市長・副市長の改正に合わせて、算出方法を改正

(単位:円)

区 分	平成2. 4. 1	平成4. 4. 1	平成6. 10. 1	平成8. 4. 1	平成17. 4. 1	平成24.7.17
(※3) 教育長	8,352,000	9,216,000	9,576,000	9,864,000	8,424,000	2,756,000
常勤監査委員				5,539,200	5,366,400	2,370,160
上下水道事業管理者	8,352,000	9,216,000	9,576,000	9,864,000	8,424,000	2,756,000

(※3)教育長の任期はH27の法改正により4年から3年に改正

常勤監査委員・上下水道事業管理者の任期は4年

県内各市 教育長・常勤監査委員
給料・退職手当の状況

R5.4.1現在 (単位:千円)

市 名	教 育 長					
	月 額	期末・勤勉 手 当	年 収 額	順位	退職手当	順位
下 関	725	3,828	12,528	1	1,820	13
山 口	712	3,524	12,068	2	6,920	3
宇 部	684	3,612	11,820	4	2,052	12
周 南	690	3,416	11,696	5	7,452	1
岩 国	685	3,617	11,887	3	6,978	2
防 府	650	3,218	11,018	8	2,067	11
山陽小野田	655	3,458	11,318	6	5,895	6
下 松	670	3,206	11,246	7	6,030	5
光	627	3,273	10,797	9	5,643	7
萩	600	3,168	10,368	11	6,300	4
長 門	560	2,730	9,450	13	5,040	9
柳 井	615	3,247	10,627	10	5,535	8
美 祢	546	2,883	9,639	12	3,931	10

※年収額は、給料、期末手当等の総額

R5.4.1現在 (単位:千円)

市 名	常 勤 監 査 委 員					
	月 額	期末・勤勉 手 当	年 収 額	順位	退職手当	順位
下 関	613	3,237	10,593	2	2,052	5
山 口	515	2,549	8,729	5	4,450	2
宇 部	684	3,612	11,820	1	2,736	3
周 南	585	2,896	9,916	3	5,616	1
岩 国	—	—	—	—	—	—
防 府	559	2,767	9,475	4	2,370	4
山陽小野田	—	—	—	—	—	—
下 松	—	—	—	—	—	—
光	—	—	—	—	—	—
萩	—	—	—	—	—	—
長 門	—	—	—	—	—	—
柳 井	—	—	—	—	—	—
美 祢	—	—	—	—	—	—

※年収額は、給料、期末手当等の総額

県内各市 上下水道事業管理者
給料・退職手当の状況

R5.4.1現在（単位：千円）

市 名	上 下 水 道 事 業 管 理 者					
	月 額	期末・勤勉 手 当	年 収 額	順位	退職手当	順位
下 関	725	3,828	12,528	1	2,427	8
山 口	706	3,495	11,967	2	9,150	3
宇 部	641	3,384	11,076	7	2,564	7
周 南	690	3,416	11,696	4	9,936	1
岩 国	680	3,590	11,750	3	9,237	2
防 府	570	2,822	9,662	9	2,417	9
山陽小野田	655	3,458	11,318	5	7,860	5
下 松	670	3,206	11,246	6	8,040	4
光	627	3,273	10,797	8	7,524	6
萩	－	－	－	－	－	－
長 門	－	－	－	－	－	－
柳 井	－	－	－	－	－	－
美 祢	－	－	－	－	－	－

※年収額は、給料、期末手当等の総額

※宇部・岩国・山陽小野田・光は水道事業管理者